

定例監査の結果

1 監査の期間

令和5年11月13日から令和5年12月27日まで

2 監査の対象

(1) 対象部課

教育委員会事務局 教育庶務課、文化財課、図書館、小学校8校（矢田・室場・三和・一色中部・一色東部・横須賀・津平・幡豆）、中学校4校（西尾・鶴城・寺津・幡豆）及びふれあいセンター4施設（鶴城・矢田・寺津・横須賀）

(2) 対象期間

令和5年4月1日から令和5年12月27日まで

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問等による審査を実施した。

小学校及び中学校については、訪問監査を実施し、施設管理や防災対策等の実査及び関係諸帳簿の検査を行った。

4 監査の結果

以下に掲げるとおり改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) 教育庶務課

ア 契約事務について、以下のとおり不備があった。

(ア) 契約締結伺いにおいて、随意契約の根拠条文に誤りがあった。

【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号】

(イ) 契約締結伺いにおいて、1者と随意契約を締結する理由が不明確なものがあった。

【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号】

(2) 文化財課

ア 契約事務について、以下のとおり不備があった。

(ア) 契約締結伺いにおいて、見積書に記載誤りがあった。

【地方自治法第234条第3項】

(イ) 見積合わせが行われていないものがあった。

【契約規則第24条の3】

(ウ) 契約締結伺いにおいて、随意契約の根拠条文の記載もれがあったほか、1者と随意契約を締結する理由が不明確なものがあった。

【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号】

(エ) 予定価格書において、封入されていないものがあった。

【契約規則第13条】

イ 公印について、控えの文書に押印しているものがあった。

【公印規則第8条】

(3) 図書館

ア 契約締結伺いについて、随意契約の根拠条文の記載もれがあった。

【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号】

イ 文書取扱事務について、起案文書を文書管理システムに登録していないものがあった。

【文書取扱規程第18条】

(4) 小学校及び中学校

ア 物品管理事務について、下記のとおり不備があった。

(ア) 備品台帳において、登録がないものが散見されたほか、登録されている備品のうち、現物が確認できないものがあった。

【財産管理規則第36条の2及び物品管理要綱第23条第2項】

(イ) 切手等受払簿において、はがきが管理されていないものがあった。

【物品管理要綱第10条】

(ウ) 毒劇物等受払簿において、実残と一致しないものがあった。

【物品管理要綱第10条】

イ 公印について、控えの文書に押印しているものが散見された。

【公印規則第8条】

(5) ふれあいセンター

適正に処理されていると認められた。